

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路のまちを美しく安全で快適にする条例(平成8年姫路市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勧告書)

第2条 条例第10条の規定による勧告は、勧告書(様式第1号)を交付することにより行うものとする。

(公表)

第3条 条例第11条の規定による公表は、姫路市公告式条例(昭和25年姫路市条例第29号)第2条第2項に定める掲示場における掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の公表は、次の事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所
 - (2) 違反の事実及び勧告の内容
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- (美化強化区域の指定)

第4条 市長は、条例第15条第1項の規定による美化強化区域の指定及び条例第17条第1項の規定による路上喫煙禁止区域の指定を行う場合には、適当と認める方法により、市民の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、条例第15条第3項の美化強化区域の指定の解除及びその区域の変更並びに条例第17条第3項の路上喫煙禁止区域の指定の解除及び規則で定める事項の変更について準用する。

(命令書)

第5条 条例第16条の規定による命令は、命令書(様式第2号)を交付することにより行うものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定に係る告示)

第6条 条例第17条第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 路上喫煙禁止区域の名称
- (2) 路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する効力が生ずる日

(過料)

第7条 条例第21条の規定により科すべき過料の額は、1,000円とする。

2 条例第21条の規定により過料を科する場合には、過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

3 前項の処分をしようとする場合には、過料の処分を受ける者に対し、告知・弁明書(様式第4号)により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

(身分証明書の携帯等)

第8条 前条の規定による業務に従事する職員は、その身分を示す証明書(様式第5号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成13年5月30日から施行する。

附 則(平成20年3月26日規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第6条を第9条とし、第5条の次に3条を加える改正規定(第6条に係る部分を除く。)及び様式に3様式を加える改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

		第	号
		年	日
		月	
勸 告 書			
住 所			
氏 名			
	姫路市長	印	
あなたは、姫路のまちを美しく安全で快適にする条例		第7条	の規定に違反しました
		第8条	
ので同条例第10条	第1項	の規定により、	年 月 日までに次の措置を講ずる
	第2項		
よう勸告します。			
1 違反の事実			
2 措置の内容			

[様式第2号\(第5条関係\)](#)

様式第2号(第5条関係)

		第	号
		年	月
		日	
	命	令	書
住	所		
氏	名		
		姫路市長	印
あなたは、姫路のまちを美しく安全で快適にする条例第7条の規定に違反したので、			
同条例第16条の規定により、即時に・			
年 月 日 時 分までに 次の措置を講ずるよう			
命令します。			
なお、この命令に、正当な理由がなく従わないときは、同条例第20条の規定に基づく			
罰金に処せられることがあります。			
また、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起			
算して3箇月以内に、姫路市長に対して審査請求をすることができます。			
1 違反の事実			
2 措置の内容			

[様式第3号\(第7条関係\)](#)

過料処分決定通知書

氏名		様
住所	都・道・府・県	

姫路市長 ㊟

あなたは下記のとおり路上喫煙禁止区域内で禁止されている路上喫煙を行いました。

よって、姫路のまちを美しく安全で快適にする条例第21条の規定により金1,000円の過料に処します。

記

違反の日時 及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 姫路市
---------------	-------------------------

現金又は納付書により、お支払いください。

- 教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、姫路市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、姫路市を被告として(訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

告知・弁明書

氏 名	様
住 所	都・道・府・県
電話番号	自宅・勤務先・携帯電話

姫路市長



あなたは下記のとおり路上喫煙禁止区域内で禁止されている路上喫煙を行いました。
これは、姫路のまちを美しく安全で快適にする条例第18条の規定に違反し、同条例第21条の規定により金1,000円の過料処分の対象となります。

記

違反の 日時及び 場 所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 姫路市	
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 上記事実は、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。	
	弁明事項	
	弁 明 の 方 法	弁明書の提出
	弁明書の提出期限	
	弁明書の提出先	

以上、相違ありません。

署 名	
-----	--

(参考) 姫路のまちを美しく安全で快適にする条例(抜粋)

(路上喫煙の禁止)

第18条 何人も、路上喫煙禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。

(罰則)

第21条 第18条の規定に違反した者は、2千円以下の過料に処する。

様式第5号(第8条関係)

(表)

第 号	
身分証明書	
写真はりつけ	氏 名 生年月日
上記の者は姫路のまちを美しく安全で快適にする条例施行規則第7条第2項及び第3項の業務を行う職員であることを証明する。	
年 月 日発行	
姫路市長	
⑩	

(裏)

姫路のまちを美しく安全で快適にする条例施行規則(抜粋)
(過料)
第7条 条例第21条の規定により科すべき過料の額は、1,000円とする。
2 条例第21条の規定により過料を科する場合には、過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。
3 前項の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は告知・弁明書(様式第4号)の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。
(身分証明書の携帯等)
第8条 前条第2項及び第3項の業務に従事する職員は、その身分を示す証明書(様式第5号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。